

町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想 第2回策定協議会

議 事 要 旨

日時 : 平成23年 1月19日(水) 14:00~15:30

場所 : サンパール荒川 5階第5・6集会室

出席者 : 6頁参照

議事次第 :

- 1 開会
- 2 町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想(素案)について
- 3 第3回住民部会検討結果及び特定事業計画について
- 4 その他

配布資料 :

- ・次第
- ・資料
 - 資料1 : 町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想(素案)概要版
 - 資料2 : 町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想(素案)
 - 資料3 : 第3回住民部会検討結果

【議事要旨】

1 開会

- ・事務局よりあいさつ
- ・事務局より配布資料の確認

2 町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想（素案）について

- ・事務局より「資料1」「資料2」を用いて町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想（素案）について説明

3 第3回住民部会検討結果及び特定事業計画について

- ・事務局より「資料2」「資料3」を用いて第3回住民部会検討結果及び特定事業計画について説明
- ・副会長より第3回住民部会検討結果について補足説明

<副会長>

- ・住民部会3回の中で参加者による積極的かつ活発な意見交換を行い、多くの貴重な意見を集約することができた。
- ・特に第3回の住民部会の意見交換では、当初75分の時間を見込んでいたが予定時間だけでは終わらないほど、活発な意見交換が行われた。なお、資料3に載せている意見は、偏った意見、突飛な意見ではなく、各班に分かれて議論した結果をそのまま載せている。
- ・各事業者からの回答結果で、基本構想がすべて決まってしまうのではなく、スパイラルアップという考え方の中で、再度、各事業者に区民からの意見を取り上げてもらう機会を中長期的な中で持っていただきたいという点から、議論の中では各事業者の対応方針に対して、再度、区民からの要望を出し合った。
- ・第3回住民部会での意見を集約すると、大きく以下の2点のことが言える。1点目は、第1回住民部会の検討結果を事務局を通して各事業者に報告させていただいたが、その過程で本来の趣旨と違った受け止め方を各事業者がしかねない表現に整理されてしまっていたかという指摘を参加者から事務局にいただいた。次年度以降、住民部会の意見を各部会につなげていくための手法の再検討、改善の必要性を考えさせられた。2点目は、各事業者からの回答を見ると、実際に現場を見ていただけたのか疑問が残る回答もあった。現場を見ていただけたら、文章だけでは伝えきれないところも理解していただけたのではないかと考えられる。更には、対応が無理なことではなく、少しの工夫で改善の余地があったのではないかと考えられる。以上の2点は、次年度以降の課題であるが、改善の余地があり、改善することにより、より大きな成果を得ることができることだと考えられる。
- ・質疑応答
 - 特定事業について

<委員>

- ・資料2のP39の特定事業の内容について明治通りで「①道路使用の適正化に向けて、指

導・監督します。」とあるが、元々の住民からの要望は、「歩道上を指摘に占有している箇所がある。」という内容であった。特定事業の内容にこの文章が抜けてしまっていることから何について適正化するのか分からなくなってしまっている。事務局のほうで、区民からの要望が分かる形で特定事業の内容について文章表現を修正していただきたい。

<会長>

- ・ご指摘の通りである。文章表現については、各事業者の方々に、区民の方に分かりやすい表現になっているか再度確認していただき、事務局に投げ返していただきたい。

<委員>

- ・資料3のP4、京成電鉄株式会社の出入口の区民意見に対する方針について「京成町屋駅出入口を直接阻害する駐輪は認められませんが、東京メトロ駅・都電停留所を含め、周辺には駐輪が認められます。」とあるが、この区域は、放置禁止区域のため、自転車を駐輪することはできません。文章の修正をお願いしたい。

<会長>

- ・文章表現について、実態と合っていないものについては、事務局で内容を精査していただきたい。

<会長>

- ・特定事業の内容として、「検討します」といった表現が「対応しない」ように感じてしまうといった意見が住民部会から出ているがこれについては、スパイラルアップとどのように組み合わせるかが重要である。例えば、資料2のP35にある東京地下鉄株式会社の特定事業の内容について、「①誘導ブロックの改修を駅改良時に検討します。(長期)」とあるが、10年後の段階で、検討した結果どのように事業の実施につながったか確認できる体制（(仮称)推進協議会）を作る必要がある。そういった内容も含めて事務局には、最後のページにあるスパイラルアップの考え方についてもう少し、書き込みをしていただきたい。

<委員>

- ・特定事業のメニューの中で「誘導ブロックの改修を駅改良時に検討します。」とあるがこれは、駅ホームの誘導ブロックは、元々古いタイプ（小判型）の誘導ブロックが設置されていたが、エレベーター、エスカレーターの整備に伴い一部、現在の誘導ブロックに改修したため、古いタイプと新しいタイプが混在してしまっている。古いタイプの誘導ブロックの改修については、緊急性を要するものではないという認識のため駅改良時に検討すると記載させていただいたが、必ず改修する予定である。ただし、10年の間に必ず実施するかという現時点では分からないため「検討します。」という表現にさせていただいた。ここに載せている特定事業の内容については、必ず実施するので、区民の皆様には、誤解のないようにしていただきたい。

<会長>

- ・各特定事業の文章表現については、再度、各事業者と事務局の間で調整していただきたい。

○地区の基本的指針について

<委員>

- ・基本的指針の1番目にある「心のバリアフリー」という言葉の意味について、どれだけ区民の方々に周知されているのか疑問である。もう少し分かりやすい表現を補足として入れてはどうか。

<事務局回答>

- ・今の意見を踏まえて、具体的に調整できるかどうか、事務局の方で検討させていただきたい。

<会長>

- ・「心のバリアフリー」という言葉は、最近になってよく使われるようになってきているが、住民の方が知っているか、気づいているかといった課題もある。そのため、心のバリアフリーの気づきを持たせることに重きをおき、そこからソフト施策として心のバリアフリーの取組みにつなげていくといった、表現の仕方もある。
- ・心のバリアフリーを推進するための具体的な方法として、区民の意識の啓発を図るような心の気づきの場面を持たせるような仕掛けを段階的に構成することで、心のバリアフリーにつながっていく。といった流れができていれば、基本的指針の中には「心のバリアフリー」ということを謳っておくだけでも十分ではないか。また、「心のバリアフリー」については、昨年度策定した全体構想の基本方針にも位置付けられている。今後、区民の方々へ周知していくための方法を基本構想の途中途中で補足説明を入れていけばよい。
- ・基本的指針の書き方として、区民が日常的に利用する公共施設といった少し抽象的な書き方もあれば、今回のように地名、特定施設名を記載するといった一歩進んだ書き方もある。心のバリアフリーについても、もう少し具体的に記載するかどうかについては、事務局と相談させていただきたい。
- ・基本的指針の2番目に「区民が日常的に利用する施設が「集積」しているため」とあるが「集中」「集約」といった表現も考えられる。地域の実情に合った形で文言については事務局で精査していただきたい。

○基本構想全体について

<会長>

- ・資料2のP46～47に記載のある「公共建築物のバリアフリー化の方針」について、中身を見ると「施設のバリアフリー化の現状」「改善すべきものに対するバリアフリー化の方針」「対応が困難な要望についての回答」が混在してしまっているため、各項目に仕分けをし、整理していただきたい。
- ・資料2のP49に記載のある「心のバリアフリーの取組み」に対して、先ほど、事務局から各関係課にお願いし、取組み内容を出していただいた、という説明を受けたが、バリアフリーの問題というのは、事務局である都市計画課だけが考えていくものではなく、協議会に参画する全ての関係課において、必ず1名はバリアフリー担当の人間を置く等、

常に心のバリアフリーについてどのように取り組んでいくかといったことを検討する窓口が必要である。各関係課で検討した内容を協議会にあげる前に庁内検討会の中で事務局である都市計画課に意見を積極的に提示する仕組みを事務局がつかないと、区民を巻き込んだ継続的な PDCA サイクルの動きになっていかないように感じる。この点についても事務局で検討していただきたい。

- ・資料2の P54 の「3 協議会による継続的なモニタリング」について、短期、中期、長期的な視点の中で具体的な事業内容を区民の皆さんと協議できるような仕組みづくりにおいて、各部会をどういった形で連動（活用）させていくか、イメージ的に分かるように少し書き込みをしていただきたい。
- ・基本構想（素案）の修正については、会長、副会長に一任という形で修正事項を確認させていただき、パブリックコメントにかけたいと考えている。こちらについてご了解をいただきたい。

<各委員>

- ・（各委員了解）

4 その他

- ・事務局より基本構想（素案）の修正内容について以下の通り説明
⇒特定事業の内容については、事務局を通じて各事業者と個別に対応させていただきたい。
あわせて、各事業者には、文言の修正等の協力をお願いしたい。
⇒住民部会からの追加意見については、事務局として窓口を開けているので随時、意見をいただきたい。いただいた意見については、会長、副会長を含め事務局として対応方針を調整させていただきたい。
- ・事務局より今後のスケジュールについて以下の通り説明
⇒次回の策定協議会は、3 月を予定。日程調整中のため、日程が決まり次第、各委員に連絡する。
⇒2 月末に、区議会において中間報告をさせていただき、その後 2 週間パブリックコメントを実施する。
- ・本策定協議会の協議内容について議事録を HP 上で公表する（各委員の名前も公表）旨を事務局より説明し、了解された。

以 上

町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想 第2回策定協議会

出欠状況一覧

委員名簿			出欠	
学識経験者		日本大学理工学部社会交通工学科 教授	藤井 敬宏	○
		首都大学東京健康福祉学部作業療法学科 准教授	橋本 美芽	○
区 民	関係団体	荒川区身体障害者更生会	後藤 英一	代理
		荒川区聴覚障害者協会	星野 政巳	○
		荒川区視力障害者福祉協会	高橋 悦子	○
		荒川のぞみの会	大沼 弘子	○
		荒川区子育て支援モニター	福島 早苗	○
		NPO 法人 荒川区高齢者クラブ連合会	長谷川 敏男	○
		荒川東部町会連合会会長	志賀 信忠	×
		荒川西部町会連合会会長	須藤 昌彦	○
		町屋町会連合会会長	小松崎 要三	×
		荒川区商店街連合会副会長	利根川 昌弘	×
関係機関	国	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者 行政・情報課長	井端 直行	○
	東京都	都市整備局都市基盤部交通企画課長	安部 文洋	×
交通事業者	鉄道	東京都交通局建設工務部計画改良課長	両角 幸範	○
		東京地下鉄(株)鉄道本部鉄道統括部渉外・ 工事調整担当課長	安達 光成	○
		京成電鉄(株)鉄道本部計画管理部計画担当 課長	井上 賢一	○
	バス	東京都交通局自動車部事業改善担当課長	新山 富弥雄	○
		京成バス(株)営業部次長	会沢 努	○
施設管理者 道路・公園等	東京都	東京都建設局第六建設事務所補修課長	尾上 靖	○
	荒川区	土木部土木管理課長	佐久間 勇一	○
		土木部道路課長	伊藤 勝弘	○
		土木部公園緑地課長	川原 宏一	○
交通管理者	警視庁	荒川警察署交通課長	山本 忠吉	○

委 員 名 簿				出欠
執行機関	荒川区	総務企画部長	北川 嘉昭	×
		管理部長	佐藤 安夫	×
		福祉部長	和気 剛	○
		福祉部福祉推進課長	小林 清美	×
		都市整備部長	倉門 彰	○
		都市整備部建築課長	高木 正人	○
		土木部長	緒方 清	○
事務局	荒川区	都市整備担当部長都市計画課長事務取扱	菊池 秀明	○
		都市整備部都市計画課施設計画担当係長	田中 仁一	○
		都市整備部都市計画課施設計画担当	長野 博一	○
		都市整備部都市計画課施設計画担当	柳沢 泰隆	○